

## 館外貸出資料の遠隔地返却手続きのご案内

～県立図書館で借りた資料を市町村の図書館で返却～

広域サービスの一環として、県立図書館から遠隔地にお住まいの利用者の方々を対象に、県立図書館で借りた資料を市町村立図書館で返却できるサービスを実施します。

利用できる図書館は別表(裏面)の市町村立図書館・図書室です。(県立図書館所在地の熊谷市、久喜市の図書館は対象外です。)

「遠隔地返却」を利用される場合は、県立図書館の窓口で貸出の際にお申し出ください。返却の際は資料の梱包等が必要です。詳しくは下記をお読みください。

### 記

#### 1 返却できる図書館

別表(裏面)の図書館等(リストにある図書館等で返却できます。)

#### 2 返却できる資料

県立図書館の窓口でお借りになった県立図書館所蔵資料(図書・雑誌・CD・DVD等)。ただし、次の資料は県立図書館に直接返却してください。

⇒県立図書館が他の図書館から借り受けて貸し出した資料

⇒取り扱いに注意を要する資料等で県立図書館が指定した資料

#### 3 利用手続き

##### (1) 資料を借りる時

- ・県立図書館の窓口で「遠隔地返却」用の「返却依頼票」をご請求ください。
- ・職員が返却予定の図書館(受付館)等の確認をさせていただきます。

※後日に「遠隔地返却」を希望される場合は、貸出館に電話等でご相談ください。

##### (2) 資料を返す時

- ・中身を確認の上、資料が散逸・損傷しないように梱包してください。
- ・必要事項を記入した「返却依頼票」を貼付してください。
- ・梱包資料を市町村立図書館の窓口カウンターに直接お持ちください。(ブックポストには入れないでください。)

#### 4 ご注意!

- ・同一返却(貸出)日の資料は一括して、借り受けた県立図書館あてにご返却ください。
- ・市町村立図書館に返却いただいてから、県立図書館へ回送・返却処理をするまでに日数がかかります。この間は「貸出中」の扱いになっていますのでご注意ください。

#### 5 お問い合わせ

埼玉県立図書館の各窓口へ

埼玉県立熊谷図書館 電話048-523-6291

埼玉県立久喜図書館 電話0480-21-2659



(別表)「遠隔地返却」受付館一覧〔市町村名の50音順〕

※下記の図書館等で返却できます。

平成 28 年 4 月 1 日現在

あ	上尾市図書館 入間市立図書館 桶川市立図書館	朝霞市立図書館 小鹿野町立図書館 越生町立図書館	伊奈町立図書館 小川町立図書館
か	春日部市立中央図書館 上里町立図書館 川島町立図書館 鴻巣市立鴻巣中央図書館	加須市立加須図書館 川口市立中央図書館 北本市立中央図書館 越谷市立図書館	神川町中央公民館 川越市立中央図書館 行田市立図書館
さ	さいたま市立中央図書館 狭山市立中央図書館 杉戸町立図書館	坂戸市立中央図書館 志木市立柳瀬川図書館 草加市立中央図書館	幸手市立図書館 白岡市立図書館
た	秩父市立秩父図書館 所沢市立所沢図書館	鶴ヶ島市立中央図書館 戸田市立図書館	ときがわ町立図書館
な	長瀬町中央公民館	滑川町立図書館	新座市立中央図書館
は	蓮田市図書館 飯能市立図書館 日高市立図書館 ふじみ野市立上福岡図書館	鳩山町立図書館 東秩父村立図書館 深谷市立図書館 本庄市立図書館	羽生市立図書館 東松山市立図書館 富士見市立中央図書館
ま	松伏町中央公民館図書室 皆野町公民館 毛呂山町立図書館	三郷市立早稲田図書館 宮代町立図書館	美里町立図書館 三芳町立中央図書館
や	八潮市立八幡図書館 吉見町立図書館	横瀬町立図書館 寄居町立図書館	吉川市立図書館 知識の森嵐山町立図書館
わ	和光市図書館	蕨市立図書館	

